

会 議 録

会議名称	令和3年度第1回大空町行政改革推進委員会	
開催日時	令和3年12月1日（水）	午後1時30分から 午後2時30分まで
開催場所	大空町役場1階1号会議室	
出席者の氏名	<p>委員出席者氏名（敬称略）</p> <p>（会長）河西 悟、（会長職務代理）原本 光枝、（委員）沢出 好雄、松田 信行、坂井 好信、前田 英典、臼井 英樹、加藤 敏和、河西 美香、横山 拓哉、大泉 知功、佐藤 幸史、村瀬 淳、丹羽 多美男（欠席：横尾 ちはる）</p> <p>山下町長、川口副町長、渡邊教育長、 松川総務課参事、総務課政策グループ 宮田主幹</p>	
傍聴者の数	なし	
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度第1回行政改革推進委員会議案 ・ 第3次大空町行政改革大綱 ・ 第3次大空町行政改革推進計画 ・ 【資料1】大空町行政改革推進計画の進捗状況（令和2年度）について ・ 使用料・手数料 第5次改定【積算結果一覧】 	
審議内容及び結果	<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ （会長） 本日は今年度第1回目の行政改革推進委員会ということで、皆様ご多忙の中お集まりいただき、感謝申し上げます。 昨年度の推進委員会でも議題としたとおり、今回は「第4次の大綱・推進計画の策定」、「第5次の使用料・手数料改定」について、効率的な行政運営の実現にむけた審議にあたり、皆様からの忌憚ないご発言をお願いしたい。</p> <p>2 町長あいさつ 今日は足元の悪い中、ご参集いただき感謝申し上げます。 今日0時を過ぎた段階で暴風警報が発令され、早朝から女満別の網走境を中心に倒木などがあって、町内一部で役場から東陽、昭和、湖南にかけて停電が発生した。市街地は早い段階で復旧したものの、昭和、湖南ではかなり時間がかかったため、今日は小学校、中学校、高等学校は休校の措置をとったと教育委員会から連絡があり、承知をしたところ。 その後、午前中に全町の停電は復旧しており、今、職員を介して施設や道路などの被害が出ていないかどうか確認をしているが、今のところ大きな被害は報告されていない。この風の強さ、降雨も続くということで、もう少し警戒が必要な状況である。 また、コロナワクチンについて報道もされていることもあり、少しお話をし</p>	

たい。町内では対象者の90%の方々が2回の接種を完了している。その後、全国的にも感染の確認が少なくなっている状況にあり、町内飲食店の賑わいも、少し戻りつつある。ただ、ここにきてオミクロン株という新しい株の確認がされて、そういったことと連動して第6波の感染なども危惧されている。ワクチンに関して、国は3回目のブースター接種を推進するというので、各市町村にも、対応について指示が出てきている。私どもの町では年明け1月の中旬から医療従事者の方々、2月の中旬からその他の方々、ご高齢の方からの3回目の接種について取り組んでいきたい。ただ、国からの指導は8か月を過ぎた方からということなので多少時間がかかると思っている。

昨日議会があり、その中で意向調査の予算などについてお認めいただいたので、順次12月中に3回目の接種について、皆さんにお訪ねをして年明けの接種に準備をしまいたい。そういった点について、また町民の皆さんにご協力をお願いしたいと思っている。

さらに、令和2年度10月に実施された国勢調査の確定値が発表され、大空町の人口は6,775人ということで確定した。平成17年、この令和2年の15年前の人口が8,392人だったので率にすると20%が減っている状況にある。

毎年生まれてくる方々と亡くられる方々が大きな要因となってくることが、これだけ多くの方が減っている状況にある。移住者への支援や子育てしやすい環境をつくる施策に取り組んでいるが、画期的に逆転させるところまでは至っていないのが現状である。

管内の他の市町村を見ても全ての市町村が人口減少という状況になっている。ただ、特異だと思えるところは、私どもは合併をした町であるが、旧来の市町村で言うと女満別町と東藻琴村の地域の人口の減り方というのが、推移を見ると両地域の減り方に差がなく、20%の減となっている。これが管内他の市町村を見ると、中にはある地域において50%の減というような地域もあり、非常に大きな人口減少となっている。こういった一つ一つを分析して、次の施策につなげていかなければならないと思っている。

また、今年はいろいろなものがスタートしたが、町内では全町的なものとして、農村部の通信環境の整備がされたということで、かねてからの大きな課題であったが、ブロードバンドサービスが均一にご利用いただけるような状況となった。こういった施策を打ちながら、デジタル化にも対応し進め、その根底には通信網もあるというものと思っている。そういったところにもテコ入れと政策展開が必要となっているので、通信網を活用したデジタル化の在り方もしっかりとらえて考えていかなければならない。

今日の行政改革推進委員会は、計画の策定に加えて使用料・手数料の関係などについて、ご協議、ご意見を賜りたい。それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければ大変ありがたい。

4 諮問

町長から会長へ諮問

3 議事

(1) 第4次行政改革大綱・推進計画の策定について

【事務局説明】

・大綱及び推進計画の全体像について簡潔に説明した。

【質疑】

なし

(2) 行政改革推進計画の進捗状況について

【事務局説明】

・行政改革推進計画の進捗状況について、一部抜粋して説明した。

【質疑等】

委員：内容の幅が広い。審議（検討）したのち、その結果どうだったのか。どう活かされているのかが分からない。

事務局：なかなか見えづらいものかと思う。まちづくりの計画などと違って、行政内部の効率性に関する計画になっている。これからの人口減少社会において、行政経営をしていく上では、こういった取り組みを地道に進めていかなければならないのでご理解いただきたい。

委員：推進計画 17 ページの実施結果総括欄。指定管理のモニタリングに関して、施設間で差があるような記載があるが、何を指しているのか教えてほしい。2点目、23 ページにある職員提案制度について、わかるようでわからないので説明してほしい。

事務局：指定管理施設の中には、極端な例として、だれでも利用するような貸館が主体の施設があり、一方で利用者が限定されるサービス提供が主体の施設もある。具体的には「体育館」と「ちあふる」のような施設の差であり、管理・運用するうえで、同じ評価方法で良いのかという課題もある。

2点目の職員提案制度は、これまで平成 29 年度から検討し、先進地の例を取り入れようとしているが、一向に進まない状況にあり、新たな計画期間では実験的にでも進めていくべきではないかと考えている。

委員：職員提案制度自体は、どんな制度なのか。先進地ではどのようなことをやっているのかを伺いたい。

副町長：行政全般にわたる町民サービスや事務事業の改善などを、職員自らが提案する。そのサービスの実施にあたって、どういう仕組みが必要で、どういう財源によって実施していくかを提案するもので、自分の所属する課の仕事だけでなく、他課の仕事内容も有り得る。先進地では年に 1 回提案する機会があつて、審査委員会も作つて、そこで事業の採択・不採択を判断するような制度である。それによって職員の発想を引き出す仕組みである。

会長：ほかに質問がなければ、次に進めさせていただきます。

(3) 第 5 次使用料・手数料改定について

【事務局説明】

・第5次使用料・手数料の改定について、設定方針及び積算の結果を改定すべき使用料について説明した。

【質疑等】

委員：東藻琴のパークゴルフ場は現在無料であるが、今後、料金を徴収しないということに進めていくのか。

事務局：これからずっとではなく、3年間は無料で据え置く形になった。設備の強化などでサービスが向上する場合には、改定や相応の負担も求めることがあり得る。

委員：ちなみに、パークゴルフ場の利用者数がわかれば教えてほしい。わかれば結構です。

事務局：このたびは、料金を徴収している施設のみを取りまとめており、東藻琴のパークゴルフ場については無料の施設ですので資料はご用意していません。申し訳ございません。
さきほどの説明に補足。料金徴収にあたり、管理する人材の配置に経費が生じることも考えられるので、そこも判断の材料として検討することになる。

委員：料金の改定については、当然一定の基準に基づいて考えられているが、人口減少社会において、今後も料金負担が増えていく可能性が出てくる。その時に、利用率が下がってしまうと、公共施設の本末転倒。料金が上がるのは、利便性が上がるときに料金も上がるのが基本である。利用率低下を理由とした値上げではなくて、ぜひ利用率が上がるような努力をした中で進めていただければという要望も含めてお願いしたい。

事務局：委員のおっしゃる通り、料金を上げるためにはしっかり施設を維持しながら、利用率を上げるように取り組んでいかなければならない。一方、資料にもある通り、実際に徴収実績はあまりない状況。公共施設は町民の健康や福利厚生が第一である。そういった観点を引き続き持ちながら、施設の維持やこれからの整備を考えていかなければならないと考える。

委員：使用料については、町民に対する減免措置があったかと思うが、今はどうなっているのか。

事務局：町民の方は、登録団体などによって、減免を受けて利用ができていないかと思う。使用料の徴収は、町民以外の方が利用する際に適用になり、さらに10割増しの加算で徴収する。改定によって料金が上がることで町民の負担が大きくなるわけではないと捉えている。

事務局：補足。施設の利用に際して、減免団体が登録されていて、踊りの団体や各種スポーツ少年団などがあり、引き続き利用に際して、目的にあった利用については減免として進めていきたい。

委員：もしよろしければ、使用料の計算方法に基づいて、例示して説明してほしい。野球場であればこういう計算だとかいうような説明をお願いしたい。

会長：データ確認に時間がかかりそうなので、後日委員に資料を提供することよろしいですか。

ほかに質問がなければ、ご承知いただいたということで進めさせていただきます。

6 その他

委員：進捗状況の資料では、評価で「改善していない」と「新たな課題が発生」をあわせて5つあるが、次期に向けてどのようにしていくのか。

事務局：項目ごとの課題の変化については、各担当が評価している段階である。制度化したいが進んでいないような項目は継続して取り組まなければならないと考えている。今後、審議いただく中で、ご意見を頂きたいところであるが、成果が全く見込めないのをやめるというような取り組みではないと認識しており、継続しなければならないものと思っている。

事務局：補足。4年間で改善できていないことから、何らかの効果的な取り組みを検討する余地があると考えられるので、大綱や推進計画を策定する中で検討してまいりたい。

(今後のスケジュールについて)

事務局：使用料・定数料改定については、この後、12月中に議会常任委員会に説明のうえ、定例会にて条例改正の上程をしたい。

大綱・推進計画の策定については、12月中に素案を示すので、ご審議いただき、2月にパブリックコメントを実施し、聴収した意見を踏まえて大綱・計画の成案にする協議をいただいて、その後に答申をいただけるように進め、3月末までに成案を公表したい。

今年度は全3回の委員会開催を予定している。

第2回目の日程は12月中に調整し、あらためてご案内するので、ご協力をお願いしたい。

7 閉会

以上

